



平成 29 年 3 月 15 日

各 位

会社名 株式会社アスコット  
代表者名 代表取締役社長 加賀谷 慎二  
( J A S D A Q : コ ー ド 番 号 : 3 2 6 4 )  
問合せ先 取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎  
( T E L . 0 3 - 6 7 2 1 - 0 2 4 4 )

### 有償新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役 5 名及び平成 29 年 4 月 19 日に開催予定の当社臨時株主総会において当社取締役に就任予定の羅怡文氏に対し、株式会社アスコット第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行は、平成 29 年 4 月 19 日に開催予定の当社臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件としております。

#### 1. 発行の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 4 月 24 日
(2) 新株予約権の総数	6,485,400 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個あたり 3.96 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	6,485,400 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
(5) 調 達 資 金 の 額	1,679,459,184 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：25,682,184 円 新株予約権の行使による調達額：1,653,777,000 円
(6) 行 使 価 額	255 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当 当社全取締役 5 名に対し 3,220,300 個 羅怡文氏に対し 3,265,100 個
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生、 平成 29 年 4 月 19 日開催予定の当社臨時株主総会において本新

	株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。
--	-------------------------------

## 2. 発行の目的及び理由

本新株予約権の募集は、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たって、当社の結束力や当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役5名及び平成29年4月19日に開催予定の当社臨時株主総会において当社取締役に就任予定の羅怡文氏に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、羅怡文氏については、平成29年4月19日に開催予定の当社臨時株主総会において取締役に選任されることを条件として新株予約権を付与いたします。

下記「X. 新株予約権の発行要項」「(6) 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権は、平成32年9月期又は平成33年9月期の連結営業利益が20億円以上の場合にその付与数の90%、30億円以上の場合に付与数の100%を行使することができることとしております。これは、平成29年から平成33年までの当社事業計画における業績目標である連結売上300億円、連結営業利益30億円の達成に向けて意欲及び士気を向上させると共に、業績拡大へのコミットメントを高めることを目標とするものです。本新株予約権が一部行使可能となる営業利益20億円は、当社の平成28年9月期における連結営業利益465百万円の約4.3倍に当たる連結営業利益を平成32年9月期又は平成33年9月期に達成させようとする意欲的な目標値であり、業績目標である営業利益30億円は、当社の平成28年9月期における連結営業利益465百万円の約6.4倍に当たる連結営業利益を平成32年9月期又は平成33年9月期に達成させようとする、さらに意欲的な目標値としております。

当社取締役就任予定者である羅怡文氏は、複数の会社の経営を通じ企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有するほか、国内外において幅広いネットワークを有しております。特に、中国を初めとするアジア圏の投資家とのネットワークを有するため、当社の関与する不動産物件に関し、外国投資家の目線での、立地・デザイン・価格や出口戦略等に関するアドバイスや、その他様々なプレイヤーとの幅広い協業の可能性に関するアドバイスのほか、投資家の紹介が期待でき、また、かかるネットワークを通じて、同氏は都内及び首都圏の不動産物件についての新鮮かつ有益な情報や、レジデンスやオフィス以外の収益不動産についての知見をも有していることから、当社の物件取得能力への貢献も期待されます。このような同氏の知識、経験、知見等を考慮し、当社は、同氏を取締役候補者とするとともに、今後、当社代表取締役加賀谷慎二を中心とした経営陣が一丸となって業績拡大を目指すに当たって、羅氏は今後社外取締役としての立場ではあるものの、当社の成長にとって当社代表取締役加賀谷慎二と同程度の重要な貢献が期待されることから、当社代表取締役加賀谷慎二と同規模の株式数となる本新株予約権を付与することとしております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,679,459,184 円	4,090,000 円	1,675,369,184 円

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 25,682,184 円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 1,653,777,000 円を合算した金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額の総額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 4,000,000 円、登記関連費用 90,000 円となります。

4 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

#### (2) 手取金の使途及び支出予定時期

本新株予約権の発行は、新株予約権者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、差引手取概算額の具体的な使途については、現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

### 4. 発行条件等の合理性

#### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を当社及び割当予定先から独立した算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役黒崎知岳）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、連続時間モデルであるブラック・ショールズ・モデルや離散時間モデルである二項モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施した上で、発行要項に定められた本新株予約権が行使日までの業績の状況といった行使時点までに発生した要因に影響される経路依存オプションであることからその特徴を評価額に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうちモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の算定を実施しました。当該算定機関は、本新株予約権の行使の条件である業績条件については、将来の売上高が当社及び当社の類似会社の過去の実績から推定される成長率に従って推移することを前提とし、当該売上高水準において想定される営業利益水準については、当社の過去の売上高・営業利益の水準に基づきこれを推定した上で、モンテカル

ロ・シミュレーションを行いました。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社株式終値 651 円/株、当社普通株式の株価変動率（ボラティリティ）73%（年率）、予定配当額 0 円、無リスク利子率-0.1%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 255 円/株、権利行使期間平成 33 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の算定を実施し、本新株予約権 1 個当たりの価値を 3.96 円と算定しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に当社においても検討した結果、本件発行価額を、算定結果と同額である新株予約権 1 個あたり 3.96 円と決定したものです。

本新株予約権の行使価額 255 円は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 3 月 14 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値（651 円）から 60.83%のディスカウント、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 681.6 円に対して 62.59%のディスカウント、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 612.3 円に対して 58.35%のディスカウント、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 547.6 円に対して 53.43%のディスカウントとなりますが、中長期的な企業価値向上のインセンティブとして十分に機能させる観点から、当社が本日開催の取締役会決議により本新株予約権の発行と並行して行う第三者割当による新株式の発行価格と同じ価格とするものです。新株式の発行価格については、新株式の割当予定先である森燐有限公司（Sun Ye Company Limited）との協議を経て、当社の現在の市場価格ではなく、当社の現状の収益力に基づいて理論的に算定される価格を基準とするとの方針を踏まえた金額であります。詳細は当社が本日付けで公表した「第三者割当による株式の発行並びに当社の主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の「5. 発行条件の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

なお、本日開催の当社取締役会において、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）が、本新株予約権の発行については、特に有利な金額での発行に該当しないことについての意見を表明しております。

当該意見は、本件発行価額の算定に当たり、当社及び割当予定先から独立した算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及び株価変動率、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の算定を実施していることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権は、それぞれの付与対象者に期待される貢献の度合いに応じて、平成33年までの当社事業計画における業績目標の達成に対するインセンティブを持たせ、かつコミットメントを強めるために必要かつ十分な水準を付与する観点から、発行数量を決定しました。また、かかる観点から、当社全取締役5名に加え、平成29年4月19日に開催予定の当社臨時株主総会において当社取締役に就任予定の羅怡文氏に対して発行を予定しております。

本新株予約権の目的である株式の総数は6,485,400株（議決権個数64,854個）であり、本新株予約権が全て行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の23,654,804株（議決権個数236,534個（平成29年2月15日現在））に対し最大で27.42%（議決権ベースの希薄化率27.42%）の希薄化が生じます。

また、羅怡文氏に対して発行される予定の本新株予約権3,265,100個が全て行使された場合、発行済株式総数23,654,804株（議決権個数236,534個（平成29年2月15日現在））に対する希薄化率は13.80%となります。また、羅怡文氏に対して発行される本新株予約権の目的である株式の総数3,265,100株に、上記4（1）に記載の本新株予約権の発行と併せて発行される新株式35,294,118株（以下「本新株式」といいます。）を合わせた38,559,218株に係る議決権数は385,592個であり、当社の総議決権数236,534個（平成29年2月15日現在）に占める割合は163.02%（羅怡文氏に対する本新株予約権行使分：13.80%、本新株式分：149.21%）となります。

しかしながら、下記「X. 新株予約権の発行要項」「(6) 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権は、少なくとも平成32年9月期又は平成33年9月期の連結営業利益のいずれかが20億円以上になるというあらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと考えていることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものであると考えております。

5 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

1. 当社取締役

(1) 氏名	当社全取締役5名（注）
(2) 住所	-（注）
(3) 職務の内容	当社取締役
(4) 上場会社と当該個人の関係	当社取締役加賀谷慎二は当社普通株式1,366,500株を、当社取締役濱崎拓実は当社普通株式56,000株を、当社取締役熊谷聖一は

	当社普通株式 3,600 株をそれぞれ保有しております。その他の当社取締役 2 名は、当社普通株式を保有しておりません。
--	--

(注) 本新株予約権は、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たって、当社の結束力や当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、有償にて発行するものであるため、個別の氏名・住所の記載を省略しております。

## 2. 当社取締役就任予定者

(1) 氏名	羅 怡文
(2) 住所	東京都港区
(3) 職務の内容	ラオックス株式会社 代表取締役社長 (所在地：東京都港区芝二丁目 7 番 17 号、業務内容：国内店舗事業、貿易仲介事業、及び中国出店事業)
(4) 上場会社と当該個人の関係	平成 29 年 4 月 19 日開催予定の当社臨時株主総会の取締役選任議案の社外取締役候補者であり、社外取締役就任を予定しております。

(注) 1. 当社は、羅怡文氏と直接面談・ヒアリングを実施し、同氏が反社会的勢力等でない旨を口頭で確認いたしました。加えて、同氏が上場会社であるラオックス株式会社の代表取締役社長であること、同社が公表しているコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成 29 年 2 月 28 日）において反社会的勢力との一切の関係遮断を内部統制システム構築の基本方針とする旨定められており、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度を貫き取引関係その他一切の関係を持っていないと記載されていること、当社が独自に行ったインターネット検索による割当予定先に関する報道や評判等の調査結果等を踏まえ、当社は、羅怡文氏が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

2. 当社は、羅怡文氏につき、平成 29 年 3 月 14 日付にて株式会社東京証券取引所に反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を提出しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

本新株予約権の募集は、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たって、当社の結束力や当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであるため、全取締役 5 名を割当予定先を選定しております。また、平成 29 年 4 月 19 日に開催予定の当社臨時株主総会において当社取締役に就任予定の羅怡文氏を割当先を選定しております。同氏を割当先を選定した理由については、上記「2. 発行の目的及び理由」をご参照ください。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である当社取締役5名又は羅怡文氏と当社との間で、本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、継続保有に関する取決めはございません。また、当社は、割当予定先のうち羅怡文氏から、新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、長期的に保有する意向である旨を口頭で確認しております。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である当社取締役5名及び羅怡文氏から、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な資金を有していること、当該資金は自己資金であること、権利行使に係る払込みについても資金を確保する見込みであることを口頭で確認しております。また、当社は、割当予定先のうち羅怡文氏から、同氏の銀行預金の残高証明書の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な資金を有することを確認しております。

## 6 発行後の大株主及び持株比率

順位	発行前（平成29年2月15日現在）			発行後（本新株予約権が全部行使された場合）		
	名称	所有株式数 (株)	所有比率 (%)	名称	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
1	平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合	7,634,500	32.27	森燐有限公司 (Sun Ye Company Limited)	35,294,118	53.94
2	澤田ホールディングス(株)	2,365,500	10.00	平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合	7,634,500	11.67
3	加賀谷 慎二	1,366,500	5.78	加賀谷 慎二	3,271,700	5.00
4	松井証券(株)	692,800	2.93	羅 怡文	3,265,100	4.99
5	日本証券金融(株)	666,100	2.82	澤田ホールディングス(株)	2,365,500	3.62
6	(株)LS.M	400,000	1.69	濱崎 拓実	697,200	1.07
7	(株)加賀谷インベストメント	360,000	1.52	松井証券(株)	692,800	1.06
8	(株)広美	304,500	1.29	日本証券金融(株)	666,100	1.02

9	(株)SBI証券	301,600	1.28	(株)LS.M	400,000	0.61
10	小林祐治	254,600	1.08	(株)加賀谷インベ ストメント	360,000	0.55
計		14,346,100	60.65		54,647,018	83.52

- (注) 1. 募集前の大株主構成は、平成 29 年 2 月 15 日現在の株主名簿を基に作成しております。
2. 募集後の大株主構成は、本日、当社取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行に係る新株式の数及び本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式の数を加えた株式数によって算出しております。
3. 募集後の割当予定先の割当後の所有株式数及び所有割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。
4. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

## 7 今後の見通し

今期における当社業績への影響は限定的であり、現時点で平成 29 年 1 月 31 日に公表いたしました平成 29 年 9 月期の業績予想に変更はありません。

## 8 企業行動規範上の手続

取締役就任予定者である羅怡文氏に対して発行される予定の本新株予約権 3,265,100 個が全て行使された場合、発行済株式総数 23,654,804 株（議決権個数 236,534 個（平成 29 年 2 月 15 日現在））に対する希薄化率は 13.80% となります。また、羅怡文氏に対して発行される本新株予約権の目的である株式の総数 3,265,100 株に、本新株予約権の発行と併せて発行される本新株式 35,294,118 株を合わせた 38,559,218 株に係る議決権数は 385,592 個であり、当社の総議決権数 236,534 個（平成 29 年 2 月 15 日現在）に占める割合は 163.02%（羅怡文氏に対する本新株予約権行使分：13.80%、本新株式分：149.21%）となります。このため、当社は、平成 29 年 4 月 19 日開催予定の当社臨時株主総会において、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 432 条に規定する株主意思確認手続を経ることといたします。



9 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
売上高(千円)	3,482,922	5,705,035	5,862,228
営業利益(千円)	217,627	523,905	465,474
経常利益(千円)	125,436	404,757	381,888
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	164,038	359,431	323,012
1株当たり連結当期純利益(円)	6.94	15.21	13.66
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり連結純資産(円)	31.12	46.59	60.25

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年2月15日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	23,654,804株	100%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
始 値	156円	141円	179円
高 値	222円	344円	1,320円
安 値	121円	115円	125円
終 値	142円	174円	430円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	323 円	438 円	443 円	700 円	511 円	533 円
高 値	477 円	457 円	728 円	713 円	598 円	708 円
安 値	289 円	364 円	380 円	494 円	506 円	528 円
終 値	430 円	446 円	725 円	512 円	573 円	697 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。

③ 発行決議日前日における株価

	平成 28 年 3 月 14 日
始 値	667 円
高 値	667 円
安 値	641 円
終 値	651 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当ありません。

10 発行要項

1. 新株予約権の数

6,485,400 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 6,485,400 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 3.96 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を当社及び割当予定先から独立した算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号 代表取締役黒崎知岳）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、連続時間モデルであるブラック・ショールズ・モデルや離散時間モデルである二項モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権が行使日までの業績の状況といった行使時点までに発生した要因に影響される経路依存オプションであることからその特徴を評価額に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうちモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の算定を実施した。なお、本新株予約権の行使の条件である業績条件については、将来の売上高が当社及び当社の類似

会社の過去の実績から推定される成長率に従って推移することを前提とし、当該売上高水準において想定される営業利益水準については、当社の過去の売上高・営業利益の水準に基づきこれを推定した上で、モンテカルロ・シミュレーションを行った。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社終値 651 円/株、当社普通株式の株価変動率(ボラティリティ) 73% (年率)、予定配当額 0 円、無リスク利率-0.1% (年率) や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 255 円/株、権利行使期間平成 33 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の算定を実施し、本新株予約権 1 個当たりの価値を 3.96 円と算定した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に当社においても検討した結果、本件発行価額を、算定結果と同額である新株予約権 1 個あたり 3.96 円に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 255 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成33年1月1日から平成35年12月31日（但し、平成35年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成32年9月期、及び平成33年9月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、当社が事業計画に掲げる業績目標に準じて設定された連結営業利益の累計額が、次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

a) 平成32年9月期又は平成33年9月期の連結営業利益が20億円以上の場

合行使可能割合：90%

b) 平成 32 年 9 月期又は平成 33 年 9 月期の連結営業利益が 30 億円以上の場  
合行使可能割合：100%

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 4 月 24 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記 3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成29年4月24日

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年4月24日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社全取締役 5名 3,220,300個

羅怡文氏 3,265,100個

以 上